浜田市立図書館雑誌スポンサー募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市立図書館の雑誌スポンサー募集に関して、必要な事項を 定めるものとします。

(目的)

第2条 浜田市有料広告掲載要綱に基づき、市が保有する財産等を広告媒体として活用し、有料で民間企業等の広告を掲載することにより、新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的とします。

(雑誌スポンサーの内容)

第3条 浜田市は、浜田市立図書館に配架する雑誌最新号カバー表面への商号又は団体名表示及び最新号カバー裏面への広告(以下「広告等」という。)掲載の対価として、広告等を希望する企業等からスポンサー料を徴収し、浜田市立図書館の管理運営に充てることとします。

(スポンサー料の額及び納付方法)

第4条 前条のスポンサー料は、雑誌1誌当り年間10,000円とします。

2 スポンサー料の納付は、浜田市が発行、交付する納付書によることとし、一括納付のみとします。

(雑誌指定)

第5条 前条のスポンサー料を納付した企業等(以下「雑誌スポンサー」という。)は、 別表1の中から希望する雑誌を指定し、これに広告等を表示又は掲載することができ ます(以下「スポンサー雑誌」という。)。

2 雑誌指定の優先順位は、スポンサー料の納付順とします。

(スポンサー雑誌の振替)

第6条 休刊、廃刊又はその他の理由によりスポンサー雑誌を調達することができなくなった場合、浜田市立図書館は雑誌スポンサーと協議の上、他の雑誌に広告を振り替えることができることとします。

(配架位置)

第7条 スポンサー雑誌の配架位置は、浜田市立図書館が決定することとします。

(広告等の期間)

第8条 雑誌スポンサーが広告等を表示又は掲載できる期間(以下「スポンサー期間」という。)は、スポンサー料を納付した日の翌日から1年間又は3年間とします。

(広告等の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、スポンサー期間中に広告等を変更することができるもの とします。

2 前項の場合、雑誌スポンサーは事前に浜田市立図書館に変更しようとする広告等の 写しを提出することとします。

(雑誌スポンサーの対象)

第10条 雑誌スポンサーは、企業、商店及び団体等を対象とし、個人は対象としません。また、次の各号に定める業種又は事業者に係るものは、雑誌スポンサーの対象としません。スポンサー期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の風俗営業に該当する業種またはこれに類する業種
- (2) 島根県青少年の健全な育成に関する条例の規定により制限される営業に該当する業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル (公営のものを除く。)
- (6) 占い、運勢判断等
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 商品先物取引
- (9) 債権取立て、示談引き受け等を行うもの
- (10) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (11) 民事再生法に基づく再生手続き中又は会社更生法に基づく更正手続き中の事業者
- (12) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(広告掲載基準)

- 第11条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載することができません。
 - (1) 法令等に違反するもの
 - ア 不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項各号に規定する表示に該当する と認められるもの
 - イ 薬事法第66号各項に規定する表示に該当すると認められるもの
 - ウ 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の販売
 - エ 開発許可又は建築確認を受けていない物件のシリーズ広告又は予告広告
 - オ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害のおそれのあるもの又 は差別を助長するもの
 - カ その他各種法令に違反しているもの
 - (2) 社会的な観点から適当でないもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力 団その他反社会的団体、特殊結社団体等に係るもの又はそれらの構成員がそ のために利用するなど公序良俗に反するもの
 - イ 性差別若しくは性別による固定的な役割分担若しくは暴力的行為を助長する 表現又は著しく性的感情を刺激する表現であるもの

- ウ 県知事又は市長の許可を受けていない、又は届出をしていない等必要な手続 を行っていない社会福祉施設等の広告
- エ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校 (公的機関の助成制度等の適用を受けている団体は除く。)の広告
- (3) 消費者保護の観点から適当でないもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示並びに誤認を招くような表現のもの
 - イ 射幸心を激しくあおるもの
 - ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法等関係法令を遵守しないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法、商品等
 - カ 国家資格に基づかない者が行う療法
 - キ 過去1年間に行政機関から悪質な行為があった等の理由により指名停止、許可取り消し等の行政処分を受けた事業者の広告
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適当でないもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力、犯罪等を肯定し、助長するもの
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を肯定するもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神、教育等に有害なもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれ のあるもの
- (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (7) 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- (8) 社会問題についての主義主張又は係争中の事案に係る声明広告
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 人種、信条、性別、職業、境遇等による差別的な表現があるもの
- (11) 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (12) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- (13) 広告主の代表者等の写真を含むもの
- (14) 有料広告の掲載媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるとき
- (15) その他市長が不適当であると認めるもの
 - ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
 - イ 氏名、肖像等で本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作等とみな される表現のもの
 - ウ アマチュアスポーツの選手、役員等の氏名、写真、推薦文をしたもの
 - エ 責任の所在が明確でないもの
 - オ あたかも浜田市が推奨しているような表現のもの

カ 市税等の滞納がある事業者の広告(法人の場合は代表者を含む。個人事業主 の場合は、その代表者)

(費用負担)

- 第12条 印刷物作製及びデザイン制作など、広告等の表示又は掲載に必要な一切の費用は、雑誌スポンサーが負担することとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、雑誌カバーの購入費用は、浜田市が負担することとします。

(広告等の規格)

- 第 13 条 スポンサー雑誌の最新号カバー表面に表示する雑誌スポンサーの商号又は 団体名の表示規格は、縦 4cm、横 13cm 以内で、地色は白色、文字は黒色とします。
- 2 スポンサー雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作製した印刷物を使用します。

(申し込み方法)

- 第14条 雑誌スポンサーに申し込みをしようとする企業等は、浜田市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式1)を浜田市長に提出するものものとします。
- 2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付することとします。
 - (1) 広告図案
 - (2) 会社概要等(業種等がわかるもの)

(更新)

- 第15条 スポンサー期間満了の1か月前までに雑誌スポンサーがスポンサー雑誌のスポンサーを継続する意思を示し、且つ他に同一雑誌についてスポンサーの申し込みがない場合は、当該雑誌のスポンサーを継続することができることとします。
- 2 前項の場合、雑誌スポンサーは、現スポンサー期間の満了日までに前条の申込書を提出するとともに、次期スポンサー料を納付しなければならないこととします。

(広告掲載の責務)

第16条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年9月20日から施行します。
 - (浜田図書館並びに三隅図書室における特例措置)
- 2 浜田図書館並びに三隅図書室にはこの要項は適用しません。
 - (金城図書館、旭図書館並びに弥栄図書室における特例措置)
- 3 金城図書館、旭図書館並びに弥栄図書室においては、中央図書館開館までの間、この要項は適用しません。
 - (スポンサー期間の始期に関する特例措置)
- 4 中央図書館並びに三隅図書館のスポンサー期間の始期は、第8条の規定にかかわら

ず両図書館の開館初日とします。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月5日から施行します。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際この要領による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領により改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

浜田市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

浜田市長 様

<申込者> 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名

浜田市立図書館雑誌スポンサー募集要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、下記の とおり申し込みます。

なお、申し込みに当たり、以下の事項を誓約するとともに、浜田市税等納付状況について 浜田市立図書館職員が市税等取り扱い部署へ照会することを承諾します。

- (ア)要領を熟知し、且つこれに同意の上、雑誌スポンサーに申し込みます。
- (イ) 法令等に違反していません。
- (ウ) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続き中ではありません。
- (エ) 浜田市から指名停止措置を受けていません。
- (オ)暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるものではありません。
- (カ) 市税等を滞納していません。

記

1. 希望する雑誌名

希望順位	雑 誌 名
1	
2	
3	

2. スポンサー希望期間

1年間 (年 月 日 \sim 年 月 日) 3年間 (年 月 日 \sim 年 月 日)

3. 担当者連絡先

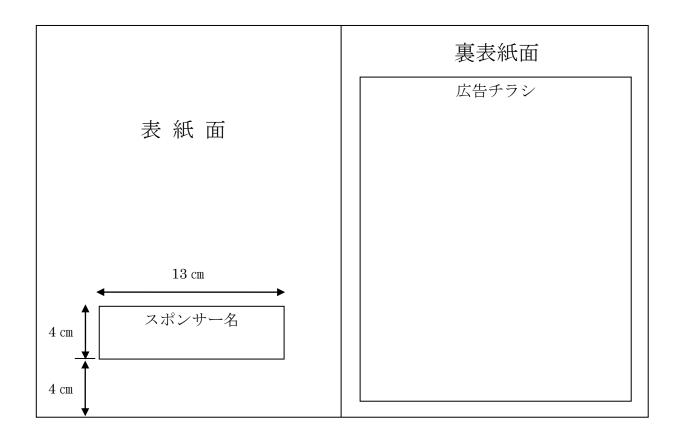
部 署	
担当者氏名	
電 話 番 号	
FAX 番号	
メールアドレス	

4. 添付文書

要領第14条第2項に掲げる次の資料

- 広告図案
- ・会社概要等(定款の写し、パンフレットなど、業種等がわかるもの)
- 5. 年月日の記載には元号または西暦を用いる。

浜田市立図書館雑誌スポンサー広告等掲載要領



<表紙面>

・ カバー底辺から 4 cm上部、中央のポケットに雑誌スポンサー名を印刷した紙などを挿入してください

<裏表紙面>

- ・ 掲示用ポケット (A4 サイズまで) に広告チラシ等を挿入してください
- ・ 広告チラシ等には、雑誌スポンサーの名前、名称又は商号、住所又は所在地及 び電話番号を必ず明記してください